

国民健康保険、後期高齢者医療の 被保険者の皆さんへ

4月1日から、住民税課税世帯の人が入院した時の
食事代(食事療養標準負担額)が、一部変わります

●住民税課税世帯の人の入院時の食事代(食事療養標準負担額)

【平成28年4月1日～平成30年3月31日】

1食につき 260円 → 360円

【平成30年4月1日～】

1食につき 360円 → 460円



ただし、都道府県の発行する指定難病、小児慢性特定疾病の医療受給者証を持っている人は、1食につき260円に据え置かれます。

また、平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している人についても、当分の間、据え置かれます。

※指定難病、小児慢性特定疾病の人は、医療受給者証を医療機関へご提示ください

※指定難病、小児慢性特定疾病の医療受給者証については、釧路保健所へお問い合わせください

●住民税非課税世帯の人の入院時の食事代(食事療養標準負担額)

住民税非課税世帯の人の食事代については、今までと変更ありません。

なお、医療機関の窓口で『標準負担額減額認定証』または『限度額適用・標準負担額減額認定証』の提示が必要なため、保険医療係で申請が必要です。

区分Ⅰ		1食につき 100円
区分Ⅱ 住民税非課税世帯(国民健康保険 で70歳未満の住民税非課税世帯)	過去1年間の入院が90日以内	1食につき 210円
	過去1年間の入院が91日以上	1食につき 160円

国民健康保険 (70歳以上75歳未満 の人の所得区分)	区分Ⅰ	同じ世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税で、各所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)の世帯に属する人
	区分Ⅱ	同じ世帯の世帯主および国民健康保険被保険者が、住民税非課税の世帯に属する人であって、区分Ⅰ以外の人
後期高齢者医療	区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人 ・世帯全員の所得が0円の人 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下) ・老齢福祉年金を受給している人
	区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である人であって、区分Ⅰ以外の人

●問い合わせ／町民課保険医療係 ☎内線118～121、北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601